

長野県告示第26号

令和7年1月17日成立した令和6年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部 守一

令和6年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	209,812,000	7,296,119	217,108,119
7 分担金及び負担金	1,991,309	592,725	2,584,034
9 国庫支出金	121,173,092	38,216,051	159,389,143
14 諸収入	165,621,739	2,925	165,624,664
15 県債	76,073,000	34,972,000	111,045,000
歳入合計	1,014,937,768	81,079,820	1,096,017,588

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1,461,133	11,321	1,472,454
2 総務費	44,011,872	1,688,498	45,700,370
3 民生費	136,922,754	3,250,726	140,173,480
4 衛生費	24,696,390	4,120,410	28,816,800
5 労働費	3,026,991	149,203	3,176,194
6 環境費	5,208,226	909,938	6,118,164
7 農林水産業費	42,230,587	6,749,317	48,979,904
8 商工費	163,583,406	1,073,639	164,657,045
9 土木費	121,294,023	55,013,639	176,307,662
10 警察費	46,929,279	974,689	47,903,968
11 教育費	200,082,324	7,138,440	207,220,764
歳出合計	1,014,937,768	81,079,820	1,096,017,588

2 繰越明許費補正

中長期修繕・改修事業費ほか84件 金額 58,635,105 千円

3 債務負担行為補正

公共林道事業ほか3件 限度額 3,167,110 千円

4 地方債補正

地域鉄道整備事業費ほか17件 限度額 34,972,000 千円

令和6年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	217,986	853	218,839
歳入合計	383,796	853	384,649

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	383,796	853	384,649
歳出合計	383,796	853	384,649

令和6年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	(単位：千円) 計
総合リハビリテーション事業会計 (第2号)	1,818,145	29,913	1,848,058
流域下水道事業会計(第1号)	20,871,283	0	20,871,283
電気事業会計(第1号)	22,927,802	26,159	22,953,961
水道事業会計(第1号)	9,990,827	18,615	10,009,442
合 計	55,608,057	74,687	55,682,744

財政課

長野県告示第27号

令和6年長野県告示第260号により土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域(同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の全部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部守一

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
飯田市大休1879番14の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
シアン化合物
- 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第28号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第29号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第30号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第31号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字平穏字坊平7148の3・字池ノ平7148の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第32号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 UAVレーザ測量、基準点測量

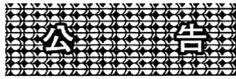
2 作業期間

令和6年6月4日から令和6年12月23日まで

3 作業地域

北安曇郡白馬村

建設政策課



公告

次のとおり企画提案公募(プロポーザル)に付します。

令和7年1月27日

長野県教育委員会教育長 武田 育夫

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

令和7年度長野県立高等学校等における外国語指導助手(ALT)派遣業務

(2) 業務内容

仕様書によります。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。